

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年4月12日（平成29年（行情）諮問第139号）

答申日：平成29年6月28日（平成29年度（行情）答申第127号）

事件名：大阪入国管理局に勤務する医師に係る特定期間の出勤簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪入国管理局診療室に勤務する医師に係る平成28年4月1日から同年11月28日までの期間の出勤簿」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月17日付け管阪総第47号により大阪入国管理局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

嘱託医師の勤務日を公開しても、その人物を特定するには至らない。入国管理局は週2回医師が勤務していると主張し、それが月曜日と金曜日であることが公知である。したがって、そのとおりに医師が勤務していることを事実として公表しても、なんら、その嘱託医の氏名の特定にいたる新たな情報は示されない。

ちなみに、大村入国管理センターから別紙（略）のような行政文書が開示されている。ここには通訳した日時が記されているが、誰も特定できないであろう。同じだ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

(1) 審査請求人は、平成28年11月28日、法の規定に基づき、請求する行政文書の名称等を「大阪入国管理局に勤務する医師の勤務日数が分かる資料（平成28年度）（出勤簿）」として、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、法10条2項の規定に基づき、開示決定等期限の延長をし、平成28年12月22日付けで審査請求人へ通知した（延長後の開示決定等期限：平成29年1月27日）。

その後、処分庁は、対象文書を「当局に勤務する医師に係る平成28年4月1日から同年11月28日までの期間の出勤簿」と特定した上で、特定した行政文書（本件対象文書）に記録された大阪入国管理局診療室の医師の氏名、印影等について、法5条1号に該当するとして不開示とし、その余の情報については開示とする旨の部分開示決定をした。

(3) 本件は、この原処分に対し、平成29年2月21日諮問庁に対して審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書に記載のとおりであるが、大意以下の点を主張し、原処分を取り消す裁決を求めている。

(1) 大阪入国管理局診療室の医師の出勤日を開示しても、個人を特定するには至らない。

(2) 入国管理局は医師が週2日勤務していると主張し、それが月曜日と金曜日であることが公知である。したがって、そのとおりに医師が勤務していることを事実として公表しても、その医師の氏名の特定に至る新たな情報は開示されない。

3 諮問庁の考え方

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、大阪入国管理局診療室の医師に係る平成28年4月1日から同年11月28日までの期間の出勤簿である。

本件対象文書には、①氏名欄、②月日ごとの職員が定時までに出勤したことを証する等のための押印欄、③月日ごとの欠勤・休暇等の記録欄、④集計欄（「年次休暇」、「病気休暇」、「特別休暇」、「介護休暇」、「育児休業」、「欠勤」及び「その他」ごとの各月の使用日時数等についての集計欄）、⑤休暇、休業等についての記入上の記号表、⑥備考欄及び⑦異動に関する情報の記録欄が設けられている。

(2) 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分のうち、大阪入国管理局診療室の医師の氏名及び印影に係る不開示情報該当性は、以下のとおりである。

ア 本件対象文書には、大阪入国管理局診療室の医師の氏名及び印影が記録されているところ、その内容は全体として、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められる。

イ 大阪入国管理局診療室の医師は非常勤の公務員であるところ、各行政機関における公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）によれば、職務遂行に係る情報に含まれる公務員（補助的業務に従事する非常

勤職員を除く。)の氏名について、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き公にするものとされている。申合せにいう特段の支障の生ずるおそれのある場合とは、氏名を公にすることにより法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合とされている。

入国者収容所又は地方入国管理局に設けられた収容場の診療施設に勤務する医師は、被収容者の診療業務に従事しているところ、被収容者の仮放免許可の許否判断においては被収容者の健康状態を含めた個別の事情を総合的に考慮・勘案することになることから、大阪入国管理局診療室の医師の氏名を公にした場合、仮放免許可申請者にとって都合の良い診療結果が得られなかったこと等を理由に被収容者、被収容者の家族及びその関係者等から逆恨みを受け、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性がある。よって、大阪入国管理局診療室の医師の氏名は、申合せにおいて公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

なお、医療法（昭和23年法律第205号）14条の2の規定により、病院又は診療所の管理者は診療に従事する医師の氏名を当該病院又は診療所の見やすい場所に掲示するよう義務付けられているが、当局における収容施設については、医療法施行令（昭和23年政令第326号）3条2項により上記規定が適用されないため、法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報」には該当しない。

ウ したがって、大阪入国管理局診療室の医師の氏名及び印影に係る情報は、法5条1号に該当することから、不開示を維持することが相当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、大阪入国管理局診療室の医師の氏名及び印影以外の部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

4 結論

以上のとおりであるから、部分開示とした原処分のうち、上記3(3)で述べた部分については新たに開示することとするが、その余の部分について、本件審査請求は理由がないので、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年6月6日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「大阪入国管理局に勤務する医師の勤務日数が分かる資料（平成28年度）（出勤簿）」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件の行政文書開示請求日が平成28年11月28日であったことから、本件対象文書として「大阪入国管理局に勤務する医師に係る平成28年4月1日から同年11月28日までの期間の出勤簿」を特定し、同局に勤務する医師（以下「本件医師」という。）の氏名、印影等が記録されている部分について、法5条1号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件医師の勤務日を公開しても、その人物を特定するには至らないなどとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、不開示部分のうち、本件医師の氏名及び印影（以下「不開示維持部分」という。）については不開示を維持するが、その余の部分は新たに開示することとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、上記第2の2のとおり、審査請求書の記載によれば、審査請求人は、本件医師の出勤日が分かる情報の開示を求めているにすぎず、本件医師を識別することができる情報の開示までは求めていないようにも思われ、そうであるとすると、本件対象文書について、上記のとおり諮問庁が新たな開示を行うこととした結果、本件医師の勤務日自体は明らかになったといえるが、この点に関する審査請求書の記載は必ずしも明らかではなく、審査請求人が不開示維持部分の全ての開示を求めているとも解し得ることから、これを前提に検討を進めることとする。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示維持部分は、

①氏名欄の記載部分、②月日ごとの職員が定時までに出勤したことを証する等のための押印欄のうち、実際に押印されている部分であり、①には本件医師の氏名が記載され、②には本件医師（その姓）の印影が押なつされていると認められるところ、これらの情報は、本件医師に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 次に、不開示維持部分の法5条1号ただし書該当性について検討する。

諮問庁によれば、本件医師は、大阪入国管理局診療室の医師であるとのことであるが、諮問庁から、同局局長が本件医師との間で締結した診療業務委託契約に関する文書の写しの提示を受け、当審査会において確認したところ、本件医師は、被収容者に対する診療業務を行っているものと認められる。

そうすると、上記のような本件医師の業務内容に照らせば、不開示維持部分については、これを公にした場合、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があるとして、不開示維持部分である本件医師の氏名（印影に表示された姓を含む。）は、申合せにおいて公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当するとの諮問庁の説明は首肯でき、その外、不開示維持部分が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とみるべき事情も認められないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

また、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、不開示維持部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

(3) したがって、不開示維持部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 付言

本件対象文書は、平成28年（1月から12月まで）の出勤簿であるところ、原処分においては、①同年1月1日から同年3月31日までの期間及び②同年11月29日から同年12月31日までの期間について、全て白塗りとされていることから、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、上記①及び②の期間は本件開示請求の対象外であると判断し、白塗りとしたものであるとのことであった。この点については、本件審査請求において具体的に争われてはいないが、情報公開制度における開示決定等は文書単位で行うものであり、その一部でも白塗りにした場合、開示請求者には、当該部分に情報が存するのことも不明となり、不服の判断等に支障を与える可能性も想定できることから、このような白塗りは避けるべきであり、今後、処分庁及び諮問庁においては、適切に対応することが強く望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史